

事業報告書

(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 山下歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 新潟県長岡市中沢4丁目342番地
- (3) 設立認可年月日 平成 3年 7月30日
- (4) 設立登記年月日 平成 3年 9月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	山下歯科医院	新潟県長岡市中沢4丁目342番地	0

(2) 附帯業務 該当なし

(3) 収益業務 該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 6年10月19日 令和5年度決算の決定

令和 7年 8月31日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定



法人名 医療法人社団 山下歯科医院

所在地 新潟県長岡市中沢4丁目342番地

貸 借 対 照 表

(令和 7年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	21,558	I 流 動 負 債	3,983
II 固 定 資 産	26,127	II 固 定 負 債	8,319
1 有 形 固 定 資 産	13,039	負 債 合 計	12,302
2 無 形 固 定 資 産	228	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	12,860	科 目	金 額
		I 資 本 金	2,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	33,383
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	35,383
資 産 合 計	47,685	負 債 ・ 純 資 産 合 計	47,685

法人名 医療法人社団 山下歯科医院

所在地 新潟県長岡市中沢4丁目342番地

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事業 収 益	75,806
2 事業 費 用	76,013
本来業務事業損失	207
B 附帯業務事業損益	
1 事業 収 益	0
2 事業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 損 失	207
II 事 業 外 収 益	2,874
III 事 業 外 費 用	0
経 常 利 益	2,667
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
税引前当期純利益	2,667
法 人 税 等	72
当 期 純 利 益	¥2,595

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合は「利益」を「損失」と表示すること

法人名 医療法人社団 山下歯科医院

所在地 新潟県長岡市中沢4丁目342番地

財 産 目 録

(令和 7年 8月31日現在)

1. 資 産 額	47,685 千円
2. 負 債 額	12,302 千円
3. 純 資 産 額	35,383 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	21,558
B 固 定 資 産	26,127
C 資 産 合 計 (A+B)	47,685
D 負 債 合 計	12,302
E 純 資 産 (C-D)	35,383

土地及び建物について	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 山下齒科医院
所在地 新潟県長岡市中沢4丁目342番地

※医療法人整理番号

3 1 7

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容 容	関係事業 者(※)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者(※)	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 山下歯科医院

理事長 山 下 智 殿

私は、医療法人社団山下歯科医院の令和6年会計年度(令和6年9月1日から令和7年8月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部施設において業務及び財産の状況を調査し、業務報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月20日

医療法人社団 山下歯科医院

監 事 築 取 作 次

